



黒潮町太陽光発電設備等設置補助金 チェックリスト

補助対象となるものは、以下全ての□に✓が入るもの

- 黒潮町内に住民登録があること（実績報告時点）
- 町内の住宅（併用住宅の場合は住居部分）に発電した電気を供給する太陽光発電設備等を設置すること
- 補助事業で設置した設備で発電した電気は自ら消費し、消費できない余剰電力は町内で消費できるよう売電すること
- その他の補助金、助成金及びこれらに類する給付金を受けないこと
- 環境省のうちエコ診断 WEB サービスを実施し、報告すること
- 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- 黒潮町暴力団排除条例の排除対象でないこと
- 環境省が定める要件を満たす設備であること（※以下、全ての○に✓が入ること）
- 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握及び管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（1）から（9）までをすべて遵守している

ことを確認すること。

- (1) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
- (3) 防災、環境保全及び景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (4) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (5) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、並びに保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- (6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (9) 防災、環境保全及び景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。
- (10) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（高知県及び町の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (11) ※設置容量10kWを超える場合、要綱第2表を要確認
- (12) ※設置容量10kWを超える場合、要綱第2表を要確認

- 補助事業者の敷地内に本事業により設置する設備等で発電して町内の住宅で自ら消費する電力量を、当該太陽光発電設備等で発電する電力量の30%以上とする内容であること

【その他確認事項】

- 必要事項の記載または添付が成されているか
- 補助対象外経費が含まれていないか（対象外経費・消費税・処分費、系統接続費用など）
- 補助金の割合がきちんと算定されているか（対象経費算定・添付書類との整合）
- 中古品やリース・レンタルでないか
- 申請及び実績の対象期間が適正か